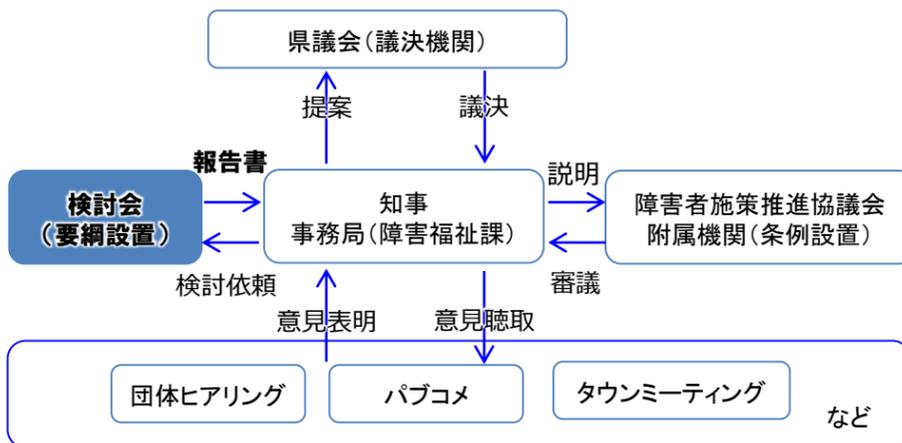


1 検討会の概要

▽ 障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、その基本理念や実現に向けた方策等を掲げた条例(障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称))の制定に向けて、**広く障害当事者や学識経験者等からの意見聴取及び意見交換**を行うことを目的として設置。

会議の概要		障害当事者等の意見を反映させるため、障害当事者を約半数とする公開会議
構成員 (17名)	当事者	肢体、知的、精神、聴覚、視覚、盲ろう、発達、難病
	関係者	学識、弁護士、商工会、交通事業、宅建業、福祉、労働局、市町村
任務		知事に「望ましい条例(案)」の報告書を提出する。
検討事項		条例の構成や規定する内容について、議題に沿って検討する。
報告書		県は報告書を尊重し、条例素案を作成する。

▽ 条例制定過程イメージ



▽ 開催状況及び検討事項

回	開催日	検討事項
第1回	令和元年8月7日(水)	○ 条例の構成について ○ 条例の目的・基本理念について
第2回	令和元年9月5日(木)	○ 条例に規定する定義について ○ 関係者の責務・役割について
第3回	令和元年10月18日(金)	○ 障害を理由とする差別の禁止について ○ 合理的配慮の提供義務について
第4回	令和元年11月14日(木)	○ 相談体制について ○ 助言・あっせんについて
第5回	令和元年12月23日(月)	○ 情報保障について ○ 意思疎通支援について
第6回	令和2年1月23日(木)	○ 報告書(案)について

今後のスケジュール

- ▽ 令和2年3月 ・環境福祉委員会へ報告
- ▽ 令和2年3月 ・障害者施策推進協議会へ報告
- ▽ 令和2年4月以降 ・条例の素案策定
・障害者施策推進協議会における審議(素案)
・関係団体ヒアリング等(素案)
・条例案の策定
・パブリックコメント(条例案)
・県議会への提案

2 検討会における意見の概要

◇ 目的や理念等

1 条例の構成について

- 条例に、制定の趣旨、現状認識、東日本大震災時の困難な状況、差別をなくし全ての県民が共に安心して暮らせる環境をつくっていく決意等を述べた**前文**を設けること。
- 常にその時事に即応した条例として活かすことができるように、**見直し規定**を設けること。
- 東日本大震災のとき、特に障害者は非常に厳しい状況に置かれたことも踏まえ、**災害時の対応**について規定し、基本理念にも明記すること。
- 障害に対する理解不足に起因して、差別や合理的配慮の不提供が起こり得ることから、障害や障害者、精神疾患に対する**理解の促進や普及啓発**に関する規定を設けること。

2 条例の目的・基本理念について

- この条例は、障害を理由とする差別の解消あるいは禁止を目的・基本理念とすることを明確に示すこと。
- 条例の名称には、ポイントである「共生社会の実現」と「障害者に対する差別の解消」の2つの言葉を入れた、なるべくシンプルなものとし、条例の目的が県民に分かりやすいものとする。

3 条例に規定する定義について

- 差別意識や偏見によるつらい経験をしてきたので、「社会的障壁」を定義する際には、「人々の差別意識や偏見」というものも含めていただきたい。

4 関係者の役割・責務について

- 「**障害者の責務**」を規定すべきかについては、次のとおり複数の意見があった。
 - 【規定した方がよい】
 - ・ 障害者が、障害及び社会的障壁の除去について、必要な支援を可能な範囲で伝えることにより、理解を得られるよう努める旨を規定してはどうか。
 - 【規定する必要はない】
 - ・ 障害者の努力規定は、「県民の役割」で読み込める内容であり、また、障害者によって伝える困難さがあるので、あえて規定する必要はないのではないか。
- 障害者の社会参加や自立は、それを支援する人によって支えられているので、「介助者」や「意思疎通支援者」等の役割を規定すること。

◇ 障害を理由とする差別の解消に関すること

5 障害を理由とする差別の禁止について

- 「**不当な差別的取扱い**」の具体例を条例に規定するか、あるいは**包括的・抽象的に規定し、具体的事例はガイドライン等を策定**するかについては、次のとおり両論があった。

- 【条例に具体的に規定した方がよい】
 - ・ 差別の事例を具体的に規定した方が、事業者や県民にとって、何が差別に当たるか分かりやすい。
 - ・ 条例には、どのようなことが差別に当たるのか、生活場面ごとに分類した不当な差別的取扱いを具体的に規定した方がよい。

- 【条例では包括的・抽象的に規定し、ガイドライン等を策定した方がよい】
 - ・ 差別的取扱いの具体例は、ガイドラインに記載し、柔軟に対応する方がよい。
 - ・ ガイドラインには、障害者全般及び障害別の差別事例と、その事例がどのような年齢層や性別などで起きたのかを記載していただきたい。

- 「差別的な取扱い」のみならず、「合理的配慮の不提供」も障害を理由とする差別に当たることが分かるように規定していただきたい。

- 女性差別特有の複合的差別について、広く現状を知ってもらい、改善につなげることが重要である。

6 合理的配慮の提供義務について

- **事業者に対する合理的配慮の提供義務を「法的義務」とするか、「努力義務」とするか**については、次のとおり両論があった。

- 【法的義務とすべき】
 - ・ 障害者の暮らしにとって、日常生活の多くで事業者との関わりは不可欠であることから、事業者に、合理的配慮の提供を義務付けて良いと思う。

- 【努力義務とすべき】
 - ・ 努力義務とした方が事業者も話し合いやすく、相互理解・解決に向けた話し合いが進むのではないかと。

- **県民にも努力義務を課す方向**で検討するよう意見する。

- 合理的配慮の提供は、双方の理解、受諾の上で成り立つものであるから、条文の中に「お互いに**建設的な対話**を行い」という文言を入れてはどうか。

7 相談体制について

- 委託では専門性に不安があるので、相談業務は県で実施していただきたい。
- 県庁と保健福祉事務所の圏域ごとに、相談員を1~2人配置すべきである。

8 助言・あっせんについて

- 調整委員会の委員について、10人の定員にこだわらず、事案に応じて、障害者や適切な知識、経験を有する人を適宜加えるような体制が望ましい。

- 助言・あっせん事例については、県民に共有されるよう、フィードバックをしっかりと行っていくことが重要である。

◇ 情報保障に関すること

9 情報保障について

- 県による事業者への情報提供、コミュニケーションに関する支援についても規定を設けること。

- 手話や文字情報、点字や音声通訳、触手話、平易な文字表示など、一定の手段を規定し、水準が分かるようにする必要がある。

10 意思疎通支援について

- 多様な情報提供の方法については、物的支援も重要な要素であることから、支援者の養成等と並列する形で支援機器の準備等の項目を設けること。

- 意思疎通支援に関して、テレビ電話等の様々な新しい情報通信技術があるので、公的機関、事業者は、それらを積極的に活用し、普及していくことを事業として実施していただきたい。